

橋本市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成22年度の人件費率
23年度	人 66,996	千円 27,775,739	千円 391,211	千円 5,440,262	% 19.6%	% 19.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

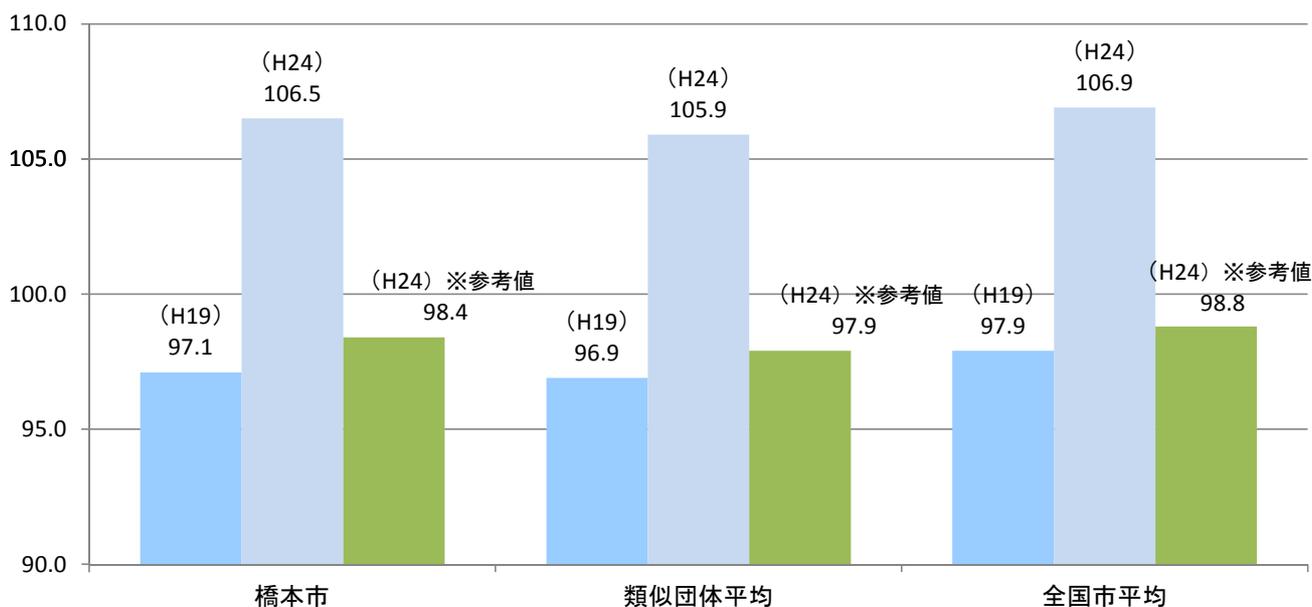
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 556	千円 2,182,409	千円 539,718	千円 816,686	千円 3,538,813	千円 6,365	千円 6,045

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

- 1 平成23年度は、管理職1%の職員給料独自カットを行いました。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数
(平成24年4月1日現在)

106.5

(注) H24.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの
※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

2 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号級の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成24年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
橋本市	44.7 歳	341,374 円	418,623 円	380,376 円
和歌山県	42.6 歳	335,204 円	408,881 円	370,802 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	—	372,906 (401,789) 円
類似団体	43.2 歳	327,748 円	391,486 円	362,999 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
橋本市	46.0 歳	78 人	345,721 円	386,302 円	368,018 円	—	—	—	—
うち 清掃職員	46.0 歳	22 人	353,962 円	406,537 円	380,445 円	廃棄物処理従業者	44.7 歳	288,200 円	1.41
うち 調理員	45.3 歳	23 人	331,484 円	359,182 円	347,817 円	調理士	44.8 歳	239,500 円	1.50
うち 学校給食員	41.5 歳	6 人	310,200 円	327,200 円	326,200 円	—	— 歳	— 円	—
うち 校務員	49.0 歳	13 人	355,128 円	375,085 円	369,985 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.82
うち 自動車運転手	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち 電話交換手	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち 施設等管理職員	44.6 歳	18 人	344,388 円	402,778 円	373,967 円	—	— 歳	— 円	—
和歌山県	51.1 歳	262 人	338,495 円	380,790 円	361,628 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 円 (285,030)	—	307,506 円 (323,181)	—	—	—	—
類似団体	49.0 歳	39 人	314,792 円	350,255 円	335,630 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
橋本市	—	—	—
うち 清掃職員	5,878,444 円	3,989,200 円	1.47
うち 調理員	5,310,184 円	3,236,000 円	1.64
うち 学校給食員	4,926,400 円	— 円	—
うち 校務員	5,801,020 円	2,861,400 円	2.03
うち 自動車運転手	— 円	— 円	—
うち 電話交換手	— 円	— 円	—
うち 施設等管理職員	5,033,336 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成21年～23年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※個人情報保護の観点から、職員数が1人及び2人の項目は省略しています。

③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
橋本市	46.1 歳	356,803 円	390,829 円
和歌山県	46.1 歳	384,989 円	425,869 円
類似団体	41.3 歳	313,448 円	342,930 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
橋本市	38.4 歳	299,684 円	368,287 円	334,908 円
和歌山県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	39.3 歳	302,791 円	372,985 円	337,036 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じペースで再計算したものです。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分		橋本市	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	Ⅱ種 163,987 円 (172,200)
	高校卒	140,100 円	144,500 円	Ⅲ種 133,418 円 (140,100)
技能労務職	高校卒	140,100 円	141,900 円	—
	中学卒	—	129,200 円	—
教育職	大学卒	172,200 円	199,700 円	—
	高校卒	—	154,900 円	—
消防職	大学卒	178,800 円	—	—
	高校卒	144,500 円	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成24年4月1日現在)

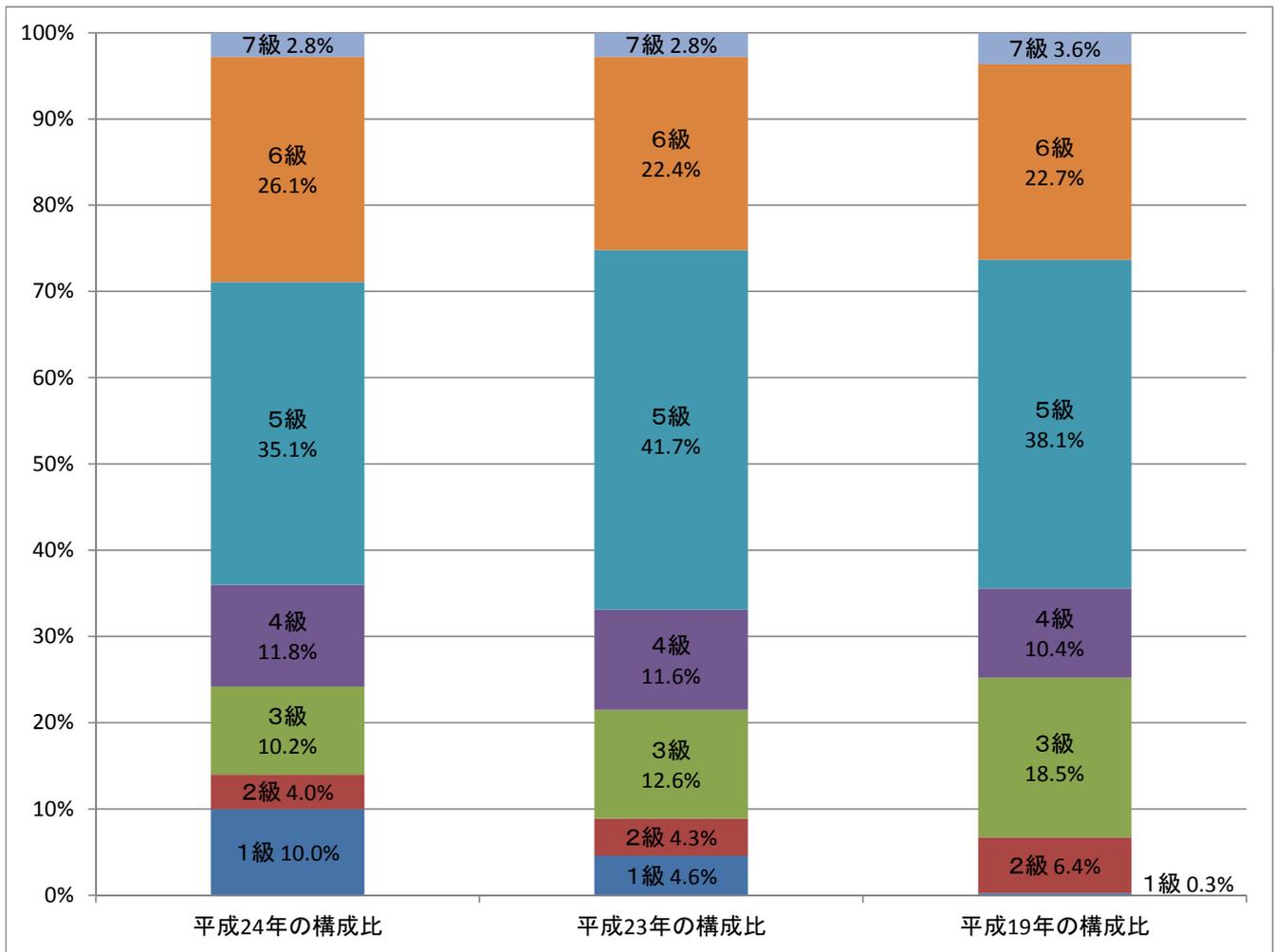
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	252,200 円	303,800 円	357,000 円
	高校卒	207,000 円	252,200 円	303,800 円
技能労務職	高校卒	207,000 円	252,200 円	303,800 円
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	252,200 円	303,800 円	357,000 円
	高校卒	—	—	—
消防職	大学卒	260,100 円	312,100 円	363,800 円
	高校卒	214,600 円	260,100 円	312,100 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事	32 人	10.0 %
2 級	副 主 査	13 人	4.0 %
3 級	主 査	33 人	10.2 %
4 級	係 長	38 人	11.8 %
5 級	課 長 補 佐	113 人	35.1 %
6 級	課 長	84 人	26.1 %
7 級	部 長	9 人	2.8 %

- (注) 1 橋本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人材育成を目的とした評価制度の構築中であり、昇給への勤務成績の反映は制度確立後、導入について検討する予定です。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

橋本市	和歌山県	国
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,505 千円	1人当たり平均支給額 1,576 千円	—
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.65 ）月分	（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.65 ）月分	（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.65 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

現在、人材育成を目的とした評価制度の構築中であり、平成21年度から管理職を対象として導入し、評価結果を反映しています。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

橋本市	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%）	（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%）
1人当たり平均支給額 8,853 千円 26,829 千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		76,522 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		127,963 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
橋本市	3 %	598 人
		国の制度（支給率）
		3 %

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
橋本市	3 %	3 %

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げました。

(4) 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)		10,241	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)		112,534	円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度決算)		15.2	%
手当の種類 (手当数)		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税の徴収事務に専ら従事する職員	市税徴収事務	月額 3,000円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫作業	日額 500円
ケースワーカー手当	福祉事務所に勤務するケースワーカー	ケースワーカー業務	月額 3,000円
清掃作業手当	清掃作業に従事する職員	清掃作業	日額 700円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	行旅死亡人の取扱い	1件 2,000円
死犬猫等処理手当	道路上における動物(犬、猫等)死体の処理をした職員	道路上における動物(犬、猫等)死体の処理業務	1件 1,000円
機関部作業手当	消防署に勤務する職員	機関員の業務	普通自動車以下 月額 1,500円 大型特殊自動車 月額 3,000円
夜間特殊業務手当	消防署に勤務する職員	深夜における通信、受付業務等	1回 600円
火災等非常出動手当	消防署に勤務する職員	水、火災等に伴う非常出動	1回 500円
救急出動手当	消防署に勤務する職員	管内の救急出動	昼間 150円 夜間 300円
救命救急士手当	消防署に勤務する職員で、救命救急士の業務に従事する者	救急救命士の業務	月額 8,000円
防災航空隊手当	和歌山県防災航空センターの業務に従事する消防吏員	和歌山県防災航空センターの業務	月額 30,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	195,653	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	394	千円
支給実績 (平成22年度決算)	206,955	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	417	千円

(6) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は各6,500円(配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円) 満16歳となる年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		80,308 千円	224,952 円
住居手当	家賃が12,000円を超える借家の場合、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給	同じ		11,972 千円	278,416 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から24,500円までの額を支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額(原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額)に応じ55,000円を限度として支給	同じ		25,840 千円	51,783 円
管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		59,294 千円	570,138 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		3,920 千円	103,166 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給	同じ		348 千円	348,000 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円(年末年始(12月29日～翌年1月3日)に勤務した場合は3,000円を加算した額)を支給	異なる	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円	496 千円	24,780 円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	801,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 447,500 円	
	副 市 長	722,000 円 (— 円)	816,000 円 / 497,000 円	
報 酬	議 長	520,000 円 (— 円)	698,000 円 / 335,000 円	
	副 議 長	470,000 円 (— 円)	620,000 円 / 275,000 円	
	議 員	440,000 円 (— 円)	560,000 円 / 255,000 円	
期 末 手 当	市 副 市 長	(平成23年度支給割合) 3.95 月分		
	議 副 議 長 員	(平成23年度支給割合) 3.95 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 801,000円 × 在職月数 × 44/100	(1期の手当額) 16,917,120円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	722,000円 × 在職月数 × 30/100	10,396,800円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

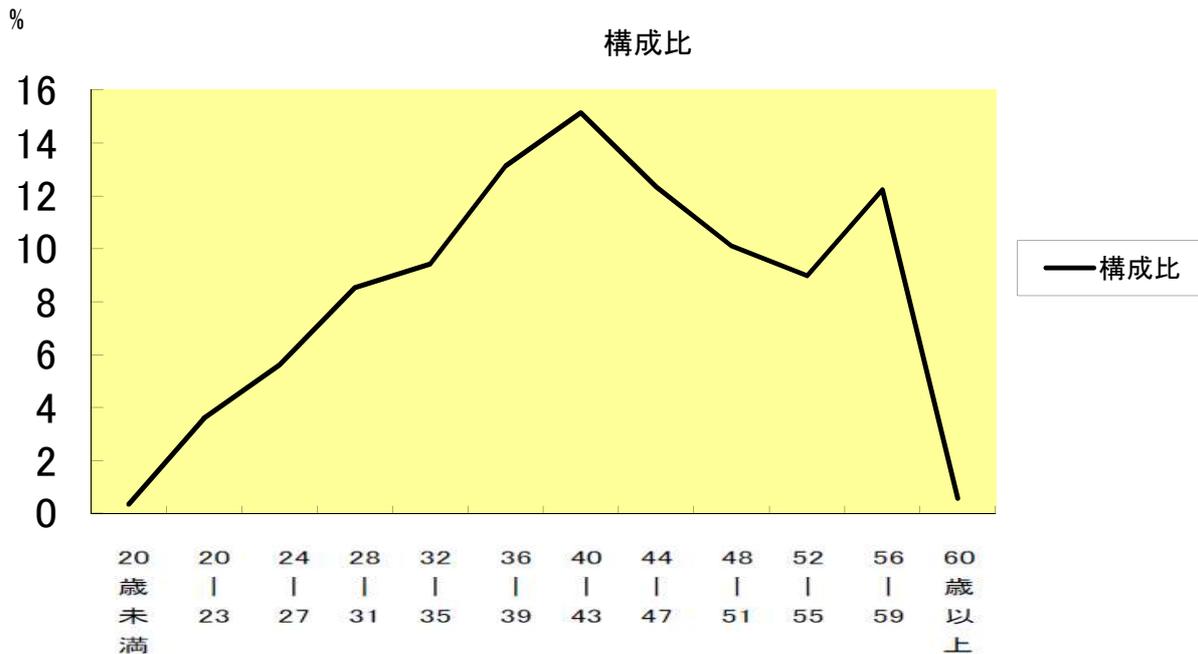
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成23年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	-	
		総 務	87	89	-2	異動者不補充による
		税 務	34	35	-1	退職者不補充による
		民 生	120	124	-4	退職者不補充による
		衛 生	50	51	-1	退職者不補充による
		労 働	-	-	-	
		農 林 水 産	28	30	-2	異動者不補充による
		商 工	13	12	1	業務量の増加による
	土 木	63	62	1	業務量の増加による	
		計	400	408	-8	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.71 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 54.46 人)
	教育部門	80	84	-4	退職者不補充による	
	消防部門	65	64	1	分署を新たに設けたことによる人員増	
	小 計	545	556	-11	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.35 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 73.53 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	278	288	-10	退職者不補充による	
	水 道	26	26	-		
	下 水 道	17	17	-		
	そ の 他	25	24	1	業務量の増加による	
	小 計	346	355	-9		
合 計		891	911	-20	<参考> 人口1万人当たり職員数 132.99 人	
		[1,081]	[1,081]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	32人	50人	76人	84人	117人	135人	110人	90人	80人	109人	5人	891人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成24年4月1日～平成27年4月1日における定員管理の数値目標

平成24年4月1日職員数	平成27年4月1日職員数	純減数	純減率
613人	604人	-9人	-1.5%

(注) 数値目標は、市民病院を除く人数で、かつ、広域消防化計画中止にともない消防職員数65人を加算しています。

(参考) 橋本市定員適正化計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成23年4月1日	平成27年4月1日	-19

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分 部 門		平成22年	平成23年	H24年	H25年	H26年	H27年	平成23年～27年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値 目標
一般行政	職員数	415	408	400				—	410
	増 減		-7	-8				-15 (—)	2
教 育	職員数	86	84	80				—	87
	増 減		-2	-4				-6 (—)	3
消 防	職員数	59	64	65				—	65
	増 減		5	1				6 (—)	1
公 営 企 業 等 会 計	職員数	66	67	68				—	42
	増 減		1	1				2 (—)	-25
計	職員数	626	623	613				—	604
	増 減		-3	-10				-13 (68.4%)	-19

(注) 1 計画期間は、平成23年～27年の5年間である。

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	1,304,375	47,059	152,814	11.7	11.4

区分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	23	102,689	17,348	39,056	159,093	6,917

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
水 道 事 業	48.9 歳	399,449 円	576,423 円
団 体 平 均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,698 千円		1人当たり平均支給額（平成22年度） 千円	
(平成23年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

水道事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	27,073 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)			3,300 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)			143,479 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
橋本市	3 %	23 人	3 %

(平成23年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
橋本市	3%	3%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

水道事業に係る特殊勤務手当については、平成20年4月1日より全廃しています。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	5,961 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	314 千円
支給実績 (平成22年度決算)	4,553 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	268 千円

カ その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は各6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		4,259 千円	250,530 円
住居手当	家賃が12,000円を超える借家の場合、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から24,500円までの額を支給ただし、自動車を使用することを常例とする職員で、勤務場所の周辺において駐車場を借り受け、賃借料を負担している場合は、その実費額 (限度額6,000円) を別に支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額 (原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額) に応じ55,000円を限度として支給 ※平成20年1月1日から駐車場に係る加算を廃止	同じ		972 千円	48,600 円

管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額 の100分の25を超えない 範囲内で支給	同じ		2,856 千円	714,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される こととなる職員が、週休 日等に臨時又は緊急の必 要により勤務した場合、 当該勤務時間が6時間を 超えることとなる勤務1 回につき12,000円を超え ない範囲内で支給	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午 後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した場 合、勤務1時間あたりの 給与額の100分の25に相 当する額に当該勤務時間 数を乗じて得た額を支給	同じ		— 千円	— 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は 在勤する公署の移転に伴 い転居し、やむを得ない 事情により同居していた 配偶者と別居し、単身で 生活することを常況とし、 距離制限を満たす職員 に支給	同じ		— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 1回につき4,200円（年 末年始（12月29日～翌年 1月3日）に勤務した場 合は3,000円を加算した 額）を支給	同じ		— 千円	— 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に 占める職員給与費比率
23年度	千円 6,124,557	千円 152,313	千円 3,051,664	% 49.8	% 47.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計 B	
23年度	人 284	千円 1,129,739	千円 605,028	千円 430,588	千円 2,165,355	千円 7,624

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,365

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	38.8 歳	331,973 円	503,619 円
団体平均	40.2 歳	326,212 円	562,284 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤労手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤労手当

病院事業				一般行政職			
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,549 千円				1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,505 千円			
(平成23年度支給割合)				(平成23年度支給割合)			
期末手当		勤労手当		期末手当		勤労手当	
2.60 月分		1.35 月分		2.60 月分		1.35 月分	
() 月分		() 月分		(1.45) 月分		(0.65) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

病院事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%)			定年前早期退職特例措置(2~20%)		
1人当たり平均支給額	1,950 千円	19,805 千円	1人当たり平均支給額	8,853 千円	26,829 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)		61,395 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)		220,845 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
橋本市 (医師・歯科医師以外)	3 %	244 人	3 %
橋本市 (医師・歯科医師)	12 %	44 人	

(平成23年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
橋本市 (医師・歯科医師以外)	未定	未定
橋本市 (医師・歯科医師)	未定	未定

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げました。

エ 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)		221,095 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)		795,304 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)		86.5 %	
手当の種類 (手当数)		15	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師、歯科医師手当	医師、歯科医師	医師、歯科医師の業務	①月額 医師、歯科医師免許取得後 3年以上5年未満 50,000円 5年以上10年未満 70,000円 10年以上15年未満 100,000円 15年以上20年未満 120,000円 20年以上 150,000円 ②入院診療報酬月額等に1000分の2を乗じて得た金額
看護師手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の業務	月額 3,800円
助産師手当	助産師	分娩業務に従事する助産師	月額 20,000円
放射線技師手当	放射線技師	診療放射線技師の業務	月額 7,000円
臨床検査技師手当	臨床検査技師	臨床検査技師の業務	月額 4,500円
薬剤師手当	薬剤師	薬剤師の業務	月額 2,000円
臨床工学技士手当	臨床工学技士	臨床工学技士の業務	月額 2,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の夜間業務	①深夜における勤務時間が4時間以上の場合1回につき 2,400円 ②深夜における勤務時間が4時間以内の場合1回につき2,200円
院内待機手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の院内における待機業務	1回につき 3,000円
夜間救急医療呼出手当	医師を除く職員	夜間において救急医療のため呼出を受けたとき	1回につき 2,000円
病院群輪番制待機手当	医師、看護師	病院群輪番制による待機業務	1回につき 土曜日の昼間 3,000円 土曜日の夜間、日曜日及び休日の昼夜 6,000円
院外待機手当	医師、その他	院外における待機業務	1回につき 土曜日・日曜日・休日の昼夜、平日の夜間 1,000円 (医師)、500円 (その他)
分娩手当	産婦人科医師	分娩業務	分娩1件につき10,000円
小児輪番手当	小児科医師	あんしん子育て事業	あんしん子育て事業実施1回につき10,000円
麻酔手当	全身麻酔を行った麻酔科以外の	全身麻酔を行った手術	1回につき 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	121,867 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	510 千円
支給実績（平成22年度決算）	157,032 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	628 千円

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成23年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成23年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は各6,500円（配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円） 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		29,618 千円	238,852 円
住居手当	借家の場合（家賃が12,000円を超える場合に限り）家賃の額に応じて27,000円（医師・歯科医師については50,000円）を限度として支給 持家の場合 新築又は購入の日から5年間は2,500円を支給、以後支給なし	同じ		19,830 千円	404,687 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から24,500円までの額を支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額（原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額）に応じ55,000円を限度として支給	同じ		20,894 千円	84,590 円
管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		30,738 千円	788,144 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		54,835 千円	464,701 円

<p>単身赴任手当</p>	<p>公署を異にする異動又は 在勤する公署の移転に伴 い転居し、やむを得ない 事情により同居していた 配偶者と別居し、単身で 生活することを常況と し、距離制限を満たす職 員に支給</p>	<p>同じ</p>		<p>0 千円</p>	<p>0 円</p>
<p>宿日直手当</p>	<p>宿直勤務をした場合 医 師 1回につき20,000 円、医師以外の医療従事 職員 1回につき7,200 円、看護部管理当直職員 1回につき5,900円、その 他の職員 1回につき 4,200円 日直勤務をした場合 医 師 1回につき20,000 円、医師以外の医療従事 職員 1回につき7,200円 看護部管理当直職員 1 回につき5,900円 その他の職員 1回につ き4,200円 ただし、年末年始（12月 29日～翌年1月3日）に勤 務した場合は3,000円を 加算した額</p>	<p>異なる</p>	<p>1回につき 4,200円 （年末年始 （12月29日 ～翌年1月3 日）に勤務 した場合は 3,000円を 加算した 額）を支給</p>	<p>38,615 千円</p>	<p>612,930 円</p>
<p>研究手当</p>	<p>給料の支給を受ける医 師、歯科医師に対し支給 医師、歯科医師免許を取 得した日から起算した期 間に応じ、それぞれ次の 金額を支給 10年未満 40,000円、10 年以上15年未満 60,000 円、15年以上 80,000円 ただし、認定医の資格有 する者にあつては、上記 金額に20,000円を加算し た額</p>	<p>異なる</p>	<p>制度なし</p>	<p>43,080 千円</p>	<p>1,001,860 円</p>